預貯金等の不正な払戻しへのJAバンクの対応について

JAバンクは、盗難通帳等(盗難された通帳・証書をいう。以下同じ。)により不正に貯金を払戻しされたり、JAネットバンクにより不正に送金されたりしたことにより被害にあわれた個人のお客さまに対し、2008 年 9 月から、下記のとおり被害を補償することとしました。

JAバンクではこれまでも、<u>預貯金者保護法</u>*1に則り、個人のお客さまに偽造・盗難キャッシュカードによる被害の補償を実施しておりますが、同法における偽造・盗難キャッシュカード被害補償に準じて、盗難通帳等による被害およびJAネットバンクの不正利用被害についても補償を行う旨の申し合わせを行い、お客さまに安心してお取引いただけるためにより一層努力していくものです。

記

1. 盗難通帳等による不正な払戻しへの対応

個人のお客さまが、盗難通帳等による貯金の不正な払戻しの被害にあわれた場合には、 お客さまに重大な過失がある場合_{*2}を除いて、被害補償を行います。なお、<u>お客さまに</u> 過失がある場合_{*3}は、補償額を一部減額いたします。

2. JAネットバンクによる不正な送金への対応

個人のお客さまが、JAネットバンクによる不正な送金の被害にあわれた場合には、 <u>お客さまに重大な過失がある場合</u>_{*4}を除いて、被害補償を行います。なお、<u>お客さまに</u> 過失がある場合_{*5}は、補償額を一部減額いたします。

いずれの場合にも、補償を検討するにあたっては、盗難後・被害発生後のすみやかな金融機関への連絡、警察への被害届のご提出・ご相談、被害状況の十分なご説明等にご協力いただく必要があります。被害にあわれた場合には、お取引JAにご連絡いただきますようお願いいたします。



※1 預貯金者保護法

偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預 貯金者の保護等に関する法律(平成18年2月10日施行)をいいます。

※2 「重大な過失」となりうる場合

お客さまの重大な過失となるうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著し く違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1)お客さまが他人に通帳等を渡した場合
- (2) お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書または諸届を渡した場合
- (3) その他お客さまに(1)および(2) と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※3 「過失」となりうる場合

お客さまの「過失」となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1)お客さまが通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2)お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他お客さまに(1)から(3)と同程度の注意義務違反があると認められる場合

%4 · **%** 5

JAネットバンクによる不正送金について、お客さまの重大な過失となりうる場合また は過失となりうる場合は、個別の事案ごとに事実関係を確認し、対応させていただきます。

以上



通帳やキャッシュカード などは大大夫?

<金融犯罪にご用心!>

【お願い1:通帳と印鑑の管理】





- ●通帳を他人に渡したりせず、印鑑とは別々の場所に保管するなどして、厳重に管理してください。
- ●お客さまのお名前や住所を記入し、お届け印を押印した払戻 請求書や住所変更届などの諸届を他人に渡したりせず、通帳 とともに保管しないでください。
- ●通帳を自動車内など人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状況に置かないでください。
- ●使わなくなった通帳にお届け印の印影(副印鑑)が貼付されている場合には、ただちに副印鑑をはがしてください。

【お願い2:キャッシュカードと 暗証番号の管理】





- ●キャッシュカードの暗証番号を、例えば生年月日・電話番号・自動車のナンバーなどの類推されやすい番号にはしないでください。
- ●キャッシュカードを自動車内など人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状況に置かないでください。
- ●キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に教えること、暗証番号をキャッシュカード上に書くことはしないでください。
- ●暗証番号を書いたメモや、暗証番号を推測させるような書類などをキャッシュカードとともに携行・保管しないでください。キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等、他の暗証番号として使用することもおこなわないでください。

【お願い3:インターネット・バンキングに おけるID・パスワート等の管理】



- ★インターネット・バンキングは、銀行に行かなくても、振込 などができる便利なサービスですが、第三者に | Dやパスワードなどを入手され悪用されると、不正出金につながる恐れ もありますので、以下の点には十分にご注意ください。
- ●金融機関を装った電子メールにより、二セのホームページに アクセスさせたり、スパイウェアと呼ばれるソフトを使っ て、お客さまの I Dやパスワードなどを不正に入手し、悪用 する事件が発生しており、不審な電子メールやフリーソフト には十分にご注意ください。
- ●ファイル交換ソフトの利用により、I Dやパスワードなどが 予期せず第三者に知られてしまう事件も起きていますので、 十分な注意が必要です。
- ●インターネット利用の際には、パソコンのOS・ブラウザソフトを更新し、ウィルス対策ソフト等をご使用ください。
- I Dやパスワードなどをメモに残したり、パソコンに保存したりすることは、他人に容易に盗まれる可能性もありますので行わないでください。
- ●インターネットカフェなど不特定多数の方が使うパソコンではインターネット・バンキングを利用しないでください。
- ●インターネット・バンキングで使用する<mark>乱数表や、トークンなどは厳重に管理</mark>し、他人に容易に奪われる状況に置かないでください。
- ●被害にあわれたと思われる場合には、直ちにインターネット との接続をやめ、速やかにお取引銀行にご連絡ください。

<不正な払戻しへの対応>

- ◎通帳、印鑑、キャッシュカードや乱数表などがなくなったり、 身に覚えのない取引に気づいた場合など、気になることがあ りましたら、速やかにお取引銀行にご連絡ください。
- ◎各金融機関では、偽造・盗難キャッシュカードや盗難通帳、インターネット・バンキングによる不正な払戻しに対して、補償の対象としておりますが、本チラシ記載のご注意事項をお守りいただけない場合は補償を受けられない可能性があります。